

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

防府市は、国民年金法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山口県防府市長

公表日

令和8年10月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	国民年金に関する事務	
②事務の概要	<p>国民年金法(昭和34年4月16日法律第141号)に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行っている。</p> <p>国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①国民年金被保険者の資格取得・資格喪失並びに氏名及び住所の変更の届出事務 ②年金受給に伴う裁定請求の届出事務 ③国民年金保険料の免除等申請事務 ④任意加入被保険者の資格取得・資格喪失の届出事務 ⑤付加保険料納付の申出の受付事務 ⑥障害基礎年金の額改定請求の受付事務</p>	
③システムの名称	1. 国民年金システム(基本セット内) 2. 宛名管理システム(基本セット内) 3. 団体内統合宛名システム(基本セット内)	
2. 特定個人情報ファイル名		
被保険者台帳情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法 ・第9条第1項 別表46の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	<div><選択肢></div> <div>[実施しない]</div> <div>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</div>	
②法令上の根拠	国民年金に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報連携は行わない。	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	保健こども部保険年金課	
②所属長の役職名	保険年金課長	
6. 他の評価実施機関		
なし		

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 くらし安全課 電話番号 0835-25-2194
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 保健こども部 保険年金課 電話番号 0835-25-2312
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	年金システムに対象者を登録する際には複数人での確認や最終確認を行うことを厳守している対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 	
	当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		<p>■防府市における措置</p> <p>①物理的安全措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部侵入防止:監視カメラ ・入退室管理:ICカード認証 <p>②技術的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムアクセス時における二要素認証 ・ウイルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク <p>■ガバメントクラウドにおける措置</p> <p>①物理的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <p>②技術的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASPをいう。以下同じ。))又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月10日	I. 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長	保険年金課長 島田 文也	保険年金課長 吉富 博之	事後	定期的な見直しに係る修正 (軽微な修正)
平成29年10月26日	I. 3. 法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項(利用範囲)別表第一の第一項番31の項	1. 番号法 ・第9条第1項(利用範囲)別表第一の第一項番31の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第24条の2	事後	
平成29年10月26日	II. 1. いつの時点の計数か	平成26年10月21日 時点	平成29年8月31日 時点	事後	定期的な見直しに係る修正 (軽微な修正)
平成29年10月26日	II. 2. いつの時点の計数か	平成27年2月28日 時点	平成29年8月31日 時点	事後	定期的な見直しに係る修正 (軽微な修正)
令和1年6月28日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険年金課長 吉富 博之	保険年金課長	事後	評価書様式の変更に伴う修正
令和1年6月28日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市総務部市政なんでも相談課 電話番号0835-25-2209	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市生活環境部市政相談課 電話番号0835-25-2194	事後	定期見直しに係る修正
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年8月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年8月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	IVリスク対策の追加記載	事後	評価書様式の変更に伴う修正
令和2年1月28日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和2年1月28日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和3年3月4日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和3年3月4日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和3年3月4日	IV リスク対策 8 監査	自己点検	自己点検・内部監査	事後	定期見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の第一項 番31の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第24条の2	番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第一の第一項 番31の項	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市生活環境部市政相談課 電話番号0835-25-2194	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市総合政策部広報広聴課 電話番号0835-25-2194	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検 [○]内部監査	[○]自己点検	事後	定期見直しに係る修正
令和5年10月11日	I 関連情報 1. 特定ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑦国民年金被保険者の年金手帳再交付申請の受付事務	⑦国民年金被保険者の基礎年金番号通知書再交付申請の受付事務	事後	定期見直しに係る修正
令和5年10月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和5年10月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和7年1月27日	I 関連情報 1. 特定ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑦国民年金被保険者の基礎年金番号通知書再交付申請の受付事務	-	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和7年1月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第一の第一項 番31の項	番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表の46の項	事後	法令改正によるもの
令和7年1月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	生活環境部保険年金課	保健こども部保険年金課	事後	組織変更によるもの
令和7年1月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総合政策部 広報広聴課 電話番号 0835-25-2194	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 くらし安全課 電話番号 0835-25-2194	事後	組織変更によるもの
令和7年1月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 保険年金課 電話番号 0835-25-2312	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 保健こども部 保険年金課 電話番号 0835-25-2312	事後	組織変更によるもの
令和7年1月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	令和6年10月31日 時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和7年1月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	—	[十分である]	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	—	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスにおいて、人手が介在する局面ごとに複数名で確認を行っていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か[再掲]	—	[十分である]	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、e-ラーニングによる教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事後	様式の変更によるもの
令和8年1月5日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 国民年金システム 2. 宛名管理システム 3. 団体内統合宛名システム	1. 国民年金システム 2. 宛名管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 国民年金システム(基本セット内) 5. 宛名管理システム(基本セット内) 6. 団体内統合宛名システム(基本セット内)	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うシステム名称の追加
令和7年12月26日	Ⅱ しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年10月31日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和7年12月26日	Ⅱ しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和8年1月5日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスにおいて、人手が介在する局面ごとに複数名で確認を行っていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	■経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 年金システムに対象者を登録する際には複数人での確認や最終確認を行うことを厳守している。 ■上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理 ・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。 ・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御している。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。 ②移行データ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態としている。 ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。 ・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み取りを防止している。 ③テストデータ ・特定個人情報をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、必要最小限のテストデータのみを生成している。 ④相互牽制 ・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う変更
令和7年12月26日	Ⅳ リスク対策 9. 監査 実施の有無	[○]自己点検 []内部監査	[○]自己点検 [○]内部監査	事後	定期見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月5日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	9) 従業者に対する教育・啓発	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う変更
令和8年1月5日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、e-ラーニングによる教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	■防府市における措置 (略) ■ガバメントクラウドにおける措置 (略)	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う変更
令和8年10月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 国民年金システム 2. 宛名管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 国民年金システム(基本セット内) 5. 宛名管理システム(基本セット内) 6. 団体内統合宛名システム(基本セット内)	1. 国民年金システム(基本セット内) 2. 宛名管理システム(基本セット内) 3. 団体内統合宛名システム(基本セット内)	事後	ガバメントクラウドへの移行終了に伴う変更
令和8年10月16日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年10月1日時点	令和8年7月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和8年10月16日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年10月1日時点	令和8年7月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和8年10月16日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的なミスが発生するリスクの対策は十分か 判断の根拠	<p>■経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 年金システムに対象者を登録する際には複数人での確認や最終確認を行うことを厳守している。</p> <p>■上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理 ・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。 ・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御している。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。 ②移行データ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態としている。 ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。 ・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み取りを防止している。 ③テストデータ ・特定個人情報をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、必要最小限のテストデータのみを生成している。 ④相互牽制 ・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。 これらの対策を講じていることから、人為的なミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	年金システムに対象者を登録する際には複数人での確認や最終確認を行うことを厳守している対策を講じていることから、人為的なミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	ガバメントクラウドへの移行終了に伴う変更
令和8年10月16日	IV リスク対策 9. 監査 実施の有無	[○]自己点検 [○]内部監査	[○]自己点検 []内部監査	事後	定期見直しに係る修正
令和8年10月16日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	<p>■防府市における措置 ①物理的安全措置 (略) ②技術的安全管理措置 (略) ③移行作業時に関する措置 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。 ■ガバメントクラウドにおける措置 (略)</p>	<p>■防府市における措置 ①物理的安全措置 (略) ②技術的安全管理措置 (略) ■ガバメントクラウドにおける措置 (略)</p>	事後	ガバメントクラウドへの移行終了に伴う変更